

第 4 5 6 回（定例）福崎町議会会議録

平成 2 6 年 6 月 2 5 日（水）

午前 9 時 3 0 分 開 議

1. 平成 2 6 年 6 月 2 5 日、第 4 5 6 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 4 名

1 番	宮 内 富 夫	8 番	前 川 裕 量
2 番	木 村 いづみ	9 番	松 岡 秀 人
3 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	難 波 靖 通
4 番	城 谷 英 之	1 1 番	小 林 博
5 番	富 田 昭 市	1 2 番	高 井 國 年
6 番	北 山 孝 彦	1 3 番	釜 坂 道 弘
7 番	石 野 光 市	1 4 番	志 水 正 幸

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 志 水 利 雄 主 査 佐 野 允 保

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	高 寄 十 郎	技 監	松 尾 成 史
会 計 管 理 者	萩 原 昌 美	総 務 課 長	尾 崎 吉 晴
企 画 財 政 課 長	福 永 聡	税 務 課 副 課 長	尾 崎 俊 也
地 域 振 興 課 長	近 藤 博 之	住 民 生 活 課 長	松 岡 英 二
健 康 福 祉 課 長	高 松 伸 一	農 林 振 興 課 長	井 上 茂 樹
ま ち づ く り 課 長	豊 國 明 仁	上 下 水 道 課 長	長 澤 茂 弘
社 会 教 育 課 長	山 下 健 介	学 校 教 育 課 長	山 本 欽 也

1. 議事日程

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告、質疑
第 3 討論・採決
日程追加 追加議案の上程、討論・採決
第 4 議員派遣
第 5 閉会中の所管事務調査申出
第 6 閉会中の継続審査申出

1. 本日の会議に付した事件

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告、質疑
第 3 討論・採決
日程追加 追加議案の上程、討論・採決
第 4 議員派遣
第 5 閉会中の所管事務調査申出

第 6 閉会中の継続審査申出

1. 開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は 14 名でございます。
定足数に達しております。
なお、本日の会議に中塚税務課長から欠席届が出ており、尾崎税務課副課長が代理出席しておりますことを報告しておきます。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第 1 総括質疑

議 長 日程第 1 は、総括質疑であります。
議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、総括質疑を終結いたします。

日程第 2 委員長報告、質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。
6 月 13 日の本会議 2 日目において、議案 3 件及び請願 1 件がそれぞれの委員会に付託され、慎重審議がなされ、議長宛てに審査報告書が提出されております。
各委員長から、その審査報告をいただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。

それでは、事務局に総務文教常任委員会の審査報告書を朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。
総務文教常任委員会、牛尾委員長。

牛尾総務文教 総務文教常任委員会に付託を受けました請願第 1 号、新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める請願についての審議の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

請願者は福崎町福田 371 番地 1、後藤健廣氏であります。請願の趣旨といたしましては、新聞販売店は国内外の多様な情報を戸口に届け、国民の知る権利と民主主義をもたらすとともに、活字文化の発展に尽くしていること、近年活字離れが進み、新聞の購読率が低下傾向にある中で、新聞購読料の消費税アップは新聞離れに拍車をかけることになり、次の世代の知的水準への深刻な影響が憂慮されることから、消費税の引き上げに際して、軽減税率を適用することを求める意見書を国に対して提出していただきたいというものであります。

反対の立場での意見や質問はございませんでした。

本請願第 1 号につきましては、全員賛成で採択すべきものと決定しております。

なお、本議会において採択されました場合は、意見書の発議を予定しております。

以上で報告を終わります。

議 長 総務文教委員長からの説明は終わりました。
委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次、民生まちづくり常任委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。
民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 補足報告をさせていただきます。

常 任 委 員 長 審査の経過及び結果は朗読のとおりであります。

以下、審査内容について、質問のあった点を中心に補足報告をいたします。

議案第38号について、母子家庭への医療費助成に関し、兵庫県の制度改革に関係するものですが、福崎町では従来どおりの助成を行おうとするものであります。福崎町同様は9市町、親を除くのは5市町とのことであります。

議案第39号、消防団員の退職金を5万円ないし5万6,000円引き上げようとするものでありまして、在籍4年以下の町単独制度は今回は改正の対象とはいたしておりません。平成25年の4年以下の退職者は2名とのことであります。5年以上は平成24年36名、911万3,000円、平成25年は38名、1006万5,000円の支給経過であります。町の基金への負担金は、現在1人当たり年間1万9,200円とのことでありますが、現在基金からは引き上げの連絡はないとのことであります。

議案第40号、具体化する建てかえ計画を駅前団地、大門団地に絞ったことについての質問が改めてありましたけれども、計画書に沿っての説明であります。本会議でも説明がありましたので、割愛をいたします。また、「民間の事業への圧迫にならないか」との質問には、「公営住宅は低所得者向けであり、対象者が違い、圧迫にはならない」との判断であります。「財政面から資料が示されていない。国庫補助対象になるのか」との質問に対しては、「この計画を立てることにより、その対象になる。なお、解体についても、国庫対象」との答弁がありました。

審議の後、付託された3件について討論、採決を行いました。3件とも討論はなく、全員賛成で可決すべきものと決定をいたしましたので、よろしくお願いをいたします。

なお、前から継続審議で持たせていただいておりますT P Pに関する請願につきましては、引き続き交渉の進捗状況を見守っていく立場から、さらに継続審議とすると確認をいたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

議 長 民生まちづくり常任委員長からの説明が終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、民生まちづくり常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

日程第3 討論・採決

議 長 日程第３は、討論・採決であります。
それでは、議案第３８号、福崎町福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例
について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第３８号、福崎町福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例について、
本案に対する民生まちづくり常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであり
ます。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第３８号については、原案のとおり可決することに決定をいたし
ました。
次、議案第３９号、福崎町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条
例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第３９号、福崎町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の
一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員長の報告は、
原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第３９号については、原案のとおり可決することに決定いたしま
した。
次、議案第４０号、福崎町公営住宅等長寿命化計画の策定について、討論を行
います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第４０号、福崎町公営住宅等長寿命化計画の策定について、本案に対する
民生まちづくり常任委員長の報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第４０号については、原案のとおり可決することに決定いたしま
した。
次、請願第１号、新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める請願について、
討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
請願第１号、新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める請願について、本案
に対する総務文教常任委員長の報告は、原案のとおり採択するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、請願第1号については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

日程追加 追加議案の上程、討論・採決

議長 お諮りいたします。

先ほど採択されました請願第1号に関する意見書が議長宛てに提出されております。

よって、本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号、新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める意見書を議題とすることに決定いたしました。意見書案配付のため、暫時休憩いたします。



休憩 午前9時44分

再開 午前9時45分



議長 会議を再開いたします。

それでは、意見書案第1号、新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める意見書について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに本意見書案に対する説明を総務文教常任委員長に求めます。

牛尾総務文教常任委員長 総務文教常任委員会を代表いたしまして、先ほど追加議案として上程された意見書案第1号、新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める意見書につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

新聞は国民の暮らしと社会の安定に欠かせないものでございます。世界の動きから日本、そして地域の動きまで、幅広く正確に報道すると同時に、多様な意見や論評も伝え、民主主義社会の健全な発展に寄与しています。メディアが多様化した現代社会においても、多くの国民から高い信頼を得ています。

その新聞は読者に支えられており、新聞社は購読料収入により、独立した経営基盤を確立し、中立公正な公器の役割を果たすことができていると言えます。

また、自宅にいながら新聞を手にすることができる、世界で数少ない戸別配達網を支える新聞販売店の経営も、購読料で支えられています。

消費税増税により、新聞を購読する人が減少すれば、日本の民主主義社会の衰退につながるものが心配されています。また、活字離れにより、一人一人の読み書き能力、教養の低下と、国や社会に対する関心の低下も指摘されています。

こうした状況のもと、消費税増税により新聞購読者が減少してしまうことは、国の文化政策にもマイナスであります。よって、消費税率10%導入の際には、新聞への軽減税率の適用を実現するよう、政府関係機関に強く求めるものであります。

なお、意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣であります。

議員各位におかれましては、よろしくご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議 長 以上で、本日追加議案として上程されました本意見書案の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

意見書案第1号、新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める意見書について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。これから、討論・採決に入ります。

意見書案第1号、新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める意見書について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

意見書案第1号、新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、意見書案第1号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4 議員派遣

議 長 次の日程は、議員派遣であります。

お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、地方自治法100条第13項及び会議規則第129条の規定に基づき、配付しております議員派遣のとおり、派遣することにしたと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、配付のとおり派遣することに決定しました。

日程第5 閉会中の所管事務調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の所管事務調査の申出であります。

各委員長からそれぞれ所管事務調査の申出が議長宛てに提出されております。

それぞれ申出のとおり許可することに決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査申出については、それぞれ申出のとおり、許可することに決定いたしました。

日程第6 閉会中の継続審査申出

議 長 次の日程は、委員会からの閉会中の継続審査の申出であります。
民生まちづくり常任委員長から、委員会において審査中の平成25年に提出されました請願第1号、T P P交渉からの撤退を要求する請願については、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

以上で、第456回福崎町議会定例会の日程は全て終わりました。

よって、本定例会を閉会することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
第456回福崎町議会定例会を、閉会することに決定をいたしました。
閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。
本定例会は、6月11日に招集され、本日までの15日間の会期でありました。
本定例会に提案されました全ての案件について、議員各位には慎重に審議をいただき、また、議事の運営につきましても格段のご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

また、この間、理事者の皆様には、資料の作成を初め、議会の審議における協力に対し敬意をあらわしますとともに、本会議及び委員会の審議の過程で議員各位から述べられました意見、要望等につきましては、今後の町政に十分反映されますよう、要望いたします。

ことしも猛暑日が続く暑い季節になりました。議員の皆さんにおかれましては、くれぐれも健康にご留意いただき、議員活動と町政発展のため、一層のご精励を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

閉会に当たりまして、町長から挨拶をいただきます。

町 長 第456回議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼とご挨拶を申し上げます。

6月11日から今日までの15日間、大変農繁期で忙しい時期でありましたけれども、熱心にご出席をいただき、慎重な審議をしていただきました。

この議会には町民生活に深くかかわりのある報告や議案を提出いたしましたけれども、その議案一つ一つに慎重な審議を重ねていただきました。その結果、原案どおり可決をしていただきましたことは、提案者として大変うれしく思っているわけでございます。

なお、議案の審議の過程でも、また一般質問でも、たくさんのご意見を頂戴いたしております。そうした内容につきましては、今後の行政運営の中でしっかりと受けとめてまいりたいと考えております。

いよいよ猛暑を迎えることとなりました。大変体にも厳しい期間ではございますけれども、十分気をつけられまして、公私にわたって活躍されますことを心か

ら祈念をいたしまして、お礼と挨拶とさせていただきます。

長い間ありがとうございました。

議 長 それでは、これもちまして、第４５６回福崎町議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午前９時５５分

地方自治法第 1 2 3 条の規定により、ここに署名する。

平成 2 6 年 8 月

福崎町議会議長 志 水 正 幸

福崎町議会議員 石 野 光 市

福崎町議会議員 松 岡 秀 人